

審査基準

(基準及び原則)

第4条 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員の相互扶助を目的とすること。
 - 二 組合員又は会員が任意に加入し、又は脱退することができること。
 - 三 組合員又は会員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
 - 四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。
- 2 組合は、その行なう事業によってその組合員又は会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員又は会員の利益のみを目的としてその事業を行なってはならない。
- 3 組合員は、特定の政党のために利用してはならない。

(商店街振興組合の地区)

第6条 商店街振興組合の地区は、小売業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む市の区域であって、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む市の区域であって、その大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。

2 商店街振興組合の地区は、2以上の都府県の区域にまたがるものであってはならない。

(商店街振興組合の設立)

第9条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の3分の2以上が組合員となり、かつ、総組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。

(連合会の設立)

第11条 連合会は、会員たる資格を有する組合の2分の1以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

2 市(地方自治法第252条の19第1項の指定都市を除く。)の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部を地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地区とする連合会は、設立することができない。

商店街振興組合法施行令(昭和37年8月14日政令第321号)

- 1 設立その他の手続き又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
- 2 事業を行うために必要な経営的基礎を有していること。
- 3 申請に係る商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所又は商工会が設立されているときは、その商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が設立されること等により当該商工会議所又は商工会の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。